

新型コロナウイルス感染症に係る入院給付金の取扱いについて

対象制度
生命医療共済（シニア選択緩和型） / 生命医療共済（ベストニーズ） 生命医療共済Ⅱ（ベストニーズⅡ） / 休業支援共済Ⅱ

この度の新型コロナウイルス感染症により罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、標題につきまして当組合の普通共済約款では、（大要）以下の全ての要件を満たした場合に「入院」給付金をお支払いすることを定めております。

- ① 医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または施術が困難なため、
- ② 病院または診療所に入り、
- ③ 常に医師の管理下において治療に専念すること

しかしながら、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。こうした宿泊・自宅療養は、普通共済約款で定める入院の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、当組合では新型コロナウイルス感染症と診断され医師の指示により宿泊・自宅療養された場合は、普通共済約款上の「入院」とみなし、入院給付金のお支払い対象とする特別なお取扱い（以下、「みなし入院」といいます。）を時限的に実施しております。

このようななか今般、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部）が決定し、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、令和4年9月26日以降、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象が重症化リスクの高い方に限定されることになりました。

当組合では、こうした状況も踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、令和4年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象について以下のとおり変更いたします。

1. 「みなし入院」による入院給付金のお支払対象

令和4年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

2. 変更日

令和4年9月26日(月)

前記「みなし入院」による入院給付金のお支払対象は、新型コロナウイルス感染症の陽性判定日(診断日)が、変更日以降である場合から適用いたします。(表内下線分が変更点)

なお、令和4年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクが高い方に限らず、これまでどおりの対応を継続いたします。

ケース		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合 (普通共済約款における取扱い)		○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊・自宅療養 された場合 (特別取扱)	重症化リスクの 高い方	○ お支払い対象	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象	<u>× お支払い対象外</u>

3. 入院給付金のご請求手続きについて

診断日が令和4年9月26日以降となった方が、「みなし入院」として入院給付金を請求される場合は、以下(1)の書類いずれかに加えて、(2)の書類のご提出をお願いいたします(いずれも複写等で構いません)。

(1) 新型コロナウイルス感染症と医師により診断されたことが確認される書類

- My HER-SYS の診断年月日が記載された箇所の写し(スクリーンショット・印刷)
- 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
※市販の検査キット等の検査結果は含まれません
- 公的機関発行の通知書(就業制限通知書や療養証明書)
- 診療明細書(医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」が記載されたもの)
- 自治体発行の自主療養証明書 等

(2) 重症化リスクの高い方であるかが確認される書類

重症化リスクの区分	提出をお願いする書類
65歳以上の方	—
入院を要する方	医療機関で発行される領収証、入院診療明細書、退院証明書 等
重症化リスクがあり 新型コロナ治療薬の投与 または 新型コロナ罹患により酸素投与 が必要な方	○新型コロナ治療薬が確認できる処方箋・薬の袋・服用薬剤説明書(投薬の場合)、診療明細書(点滴の場合) 等 ○「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載がある診療明細書 等
妊婦	母子手帳(被共済者名および妊娠の経過が確認できるページ) 等

以上